

カスタマー・ハラスメント対策(労務管理セミナー)



代表弁護士 森本精一

カスタマー・ハラスメントから働く人を守る対策を企業に義務づけるべく、労働施策総合推進法が、2025年6月4日国会で成立しました。また、東京都では、令和7年4月1日から、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例を施行しています。

消費者を相手とする企業にとって、カスタマーハラスメント対策をとることは、労働契約に基づく安全配慮義務の一環となっており、企業としてその対策は急務です。

そこで、急遽カスタマー・ハラスメント対策セミナーを開催することとしました。

日時:2025年10月27日(月) 午後2時～3時30分 (受付開始1時30分～、質疑応答3時過ぎころ～)

会場:メルカつきまち長崎市市民生活プラザ会議室 B 会議室

内容:第一部:カスタマーハラスメント対策の必要性

- ・お客様は神様ではない
- ・有用な顧客クレームとハラスメントを区別する

:第二部:各業界別のカスタマーハラスメント各論

- ・参加企業別の対策を可能な限り論じます
- ・これを迎え撃つには?その対策及び弁護士法人が残業問題についてお手伝いできること

参加費:資料代1000円(但し、顧問先企業は資料代も無料)

弁護士への労務相談:セミナー参加者の特典 初回に限り無料(顧問契約の申し込みも同様)

講師:弁護士 森本精一 (弁護士法人ユスティティア 森本綜合法律事務所 代表)

昭和60年中央大学法学部法律学科卒業、昭和63年10月司法試験合格。元長崎県弁護士会会長。元九州弁護士会連合会理事長、現在日本司法支援センター長崎地方事務所長

平成28年より平成農産運輸株式会社、株式会社日章の代表取締役も務めており、弁護士法人の代表と運送・倉庫会社の代表取締役という2足のわらじを履く経営者である。

参加希望の方は、下記の枠内をご記入の上、そのままFAXをして頂くか、お電話を頂けたら幸いです。

貴社名		
ご芳名		
ご住所		
ご連絡先	【Tel】	【Fax】
Eメールアドレス	@	
弁護士への無料相談	☐ 後日相談したい ☐ 顧問契約を検討したい	
サポートの希望	☐ カスタマー・ハラスメント対策を依頼したい ☐ 企業内での研修を依頼したい	
ご質問がございましたら、記載ください。		

お問い合わせ:森本綜合法律事務所 長崎市万才町10番3号サンガーデン万才町202号

TEL:095-801-1040 FAX 095-801-1170